

整備局

2024問題へ施策拡充

上限規制除外で勉強会

関東地方整備局は、2024年度から建設業に適用される時間外労働の上限規制への対応に向けた施策を拡充する。災害復旧や除雪などの「時間外労働の上限規制の除外」に関する運用内容を関係者間で具体化するため、同局管内の労働担当部局と出先事務所、建設業協会との勉強会を都県ごとに開く。「週休2日制の実施」は、関東ブロック発注者協議会による実施状況調査を都県政令市に加えて区市町村発注工事でも実施する。

23日にウェブ形式で開いた管内9都県の建設業協会との意見交換会で、同局が「建設業における2024年問題に向けた課題と対応(案)」として説明した1写真。



24年度から法定労働時間が1日8時間、1週間40時間となり、時間外労働の上限は月45時間・年間360時間までとなる。

労働基準法第33条では、雪害などを含む災害その他避けることのできない理由により、臨時の必要がある場合は時間外労働と休日労働の適用を除外している。しかし、多種多様な災害対応の業務は地域によって不確かな部分があるため、関係者間で運用内容を共有する勉強会を開く。まずは22年度内に各都県で1回開く。

「週休2日制の実施」では、発注者指定型による工事について、公共発注機関や民間工事への展開を継続するとともに、関東ブロック発注者協議会による調査範囲の拡大を検

討する。補正係数の見直しは全国的課題として対応する。

このほか、交通規制を伴う夜間工事についても新たに対応する。同工事の特記仕様書には作業時間を記載しているが、警察協議による規制を伴う道路使用許可時間(予定を含む)の条件明示に関する記載を検討する。

また、書類のスリム化や生産性向上(元請けの技術者)に向け、同局が作成した「土木工事電子書類スリム化ガイド」の更新を予定する。ICTを活用してオフィスから工事書類作成などの現場業務を支援する「建設ディレクター制度」の活用事例を水平展開する。

27日に開く関東ブロック発注者協議会で課題と対応(案)を周知する。

意見交換の冒頭、廣瀬昌由局長は、予算の円滑な執行に向け「発注や契約上の課題を把握し、工夫をしながら施工体制を強化していきたい」とあいさつした。

群馬県建設業協会の青柳剛会長は、リーフレットやポスター用に作成した『時間外労働上限規制の基礎知識』のほか、働き方改革の実現や除雪作業に関する各アンケートの結果を情報提供した。

埼玉県建設業協会の伊田登喜三郎会長は、建設ディレクターの導入実績を紹介した。この中で、国土交通省と県、市町村の書類を統一化してほしいと要望した。同局は前向きに検討すると回答した。

小林賢太郎企画部長は「事業量への不安や将来のプロジェクトに対する懸念などについて意見をいただいた。強靱加予算に加え、ポスト5か年の予算を確保していきたい」と述べた。